

横浜市資本性借入金促進事業実施要綱

制 定 平成 26 年 4 月 1 日

最近改正 令和 5 年 3 月 24 日（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市内のベンチャー企業等に対する資金調達支援のため、第 2 条に定める融資を受けた市内ベンチャー企業等が金融機関に支払った利子に対して、市が予算の範囲内において行う利子補給、また第 2 条に定める融資を受けた市内ベンチャー企業等に対する経営支援等について必要な事項を定めるものとする。

2 資本性借入金利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（利子補給の対象融資制度）

第 2 条 利子補給の対象融資制度（以下「対象融資制度」という。）は、金融庁の資本性借入金の要件を満たし、創業や新事業展開又は新型コロナウイルス感染症などに対応した株式会社日本政策金融公庫の次の融資制度とし、いずれも新事業型に限るものとする。

- （1）挑戦支援資本強化特例制度
- （2）新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付

（利子補給の対象者）

第 3 条 利子補給の対象者（以下「対象者」という。）は、前条に定める融資を令和 4 年 3 月 31 日までに受けた者で、次の全ての要件を満たすものとする。

- （1）融資を受けた時点で中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者であること。
 - （2）融資を受けた時点で創業 15 年以内（創業後 16 年を経過していないもの）であること。
 - （3）融資を受けた時点で横浜市内に事業所又は事務所があること。
 - （4）利子補給の交付申請時点で横浜市内に事業所又は事務所があること。
 - （5）第 4 条第 1 項に定める補給該当期間の最終日である 12 月 31 日時点で対象融資制度の利子の支払が遅延中ではないこと。
 - （6）市税（市民税、事業所税、固定資産税・都市計画税、特別土地保有税及び軽自動車税）を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、利子補給の対象としない。
- （1）廃業又は次のいずれかに該当するもの。

ア 破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始又は特別清算開始の申立てがされたもの。

イ 手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされたもの。

ウ 債権者集会により私的整理が開始されたもの。

(2) 次のいずれかに該当するもの。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

エ 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。

(利子補給額)

第4条 利子補給額は毎年1月1日から同年12月31日まで（以下「補給該当期間」という。）に金融機関に支払った利子のうち、月ごとに日割りでその月の融資残高につき第2項に定める利子補給率を乗じた額の合計とする。ただし、利子補給額は50万円を限度とする。

2 利子補給率は、月ごとの利率とし、上限を1.0%とする。ただし、次のいずれかに該当するものは支援事業連携特例が適用され、上限を2.0%とする。

(1) 経済局が実施するスタートアップ成長支援拠点である「YOXO BOX」における「YOXO アクセラレータープログラム」の支援を受け、成果発表を行ったもの

(2) 経済局が実施する「令和3年度創業期ビジネス支援事業『ヨコハマ起業家伴走支援プログラム』」（「令和元年度横浜アクセラレーションプログラム事業」及び「令和2年度スタートアップ企業伴走支援プログラム」を含む。以下同じ。）の支援を受けたもの

(3) 「CONNECT」との協定に基づき、経済局が実施する「The Springboard™ Program in Yokohama」の支援を受けたもの

3 前項に定める対象者の要件は、次の各号に該当するものをいう。

(1) 「YOXO アクセラレータープログラム」

ア 前項第1号の「YOXO アクセラレータープログラム」支援終了後、経済局に申請し、「横浜市資本性借入金利子補給金（YOXOアクセラレータープログラム）認定申請書兼認定書（第9号様式）」が交付されたものであること。

イ 本号アの場合の支援事業連携特例の適用期間は、「横浜市資本性借入金利子補給金（YOXOアクセラレータープログラム）認定申請書兼認定書（第9号様式）」における支援終了年月の翌月からその年度を含む5か年度内とする。

(2) 「令和3年度創業期ビジネス支援事業『ヨコハマ起業家伴走支援プログラム』」

ア 前項第2号の「令和3年度創業期ビジネス支援事業『ヨコハマ起業家伴走支援プログラム』」の選考後、「令和3年度創業期ビジネス支援事業『ヨコハマ起業家伴走支援プログラム』支援決定通知書」（「令和元年度横浜アクセラレーションプログラム事業 支援決定通知書」及び「令和2年度スタートアップ企業伴走支援プログラム事業 支援決定通知書」も可とする。）が交付されたものであること。

イ 本号アの場合の支援事業連携特例の適用期間は、「横浜市資本性借入金利子補給金支援事業連携特例資格申告書（第8号様式）」における成果報告年月の翌月からその年度を含む5か年度内とする。

(3) 「The Springboard™ Program in Yokohama」

ア 前項第3号の「The Springboard™ Program in Yokohama」修了後、当該修了書である「Certificate of Completion」が交付されたものであること。

イ 本号アの場合の支援事業連携特例の適用期間は、「Certificate of Completion」における修了年月の翌月からその年度を含む5か年度内とする。

4 第1項及び第2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(利子補給の期間)

第5条 利子補給の期間（以下「補給対象期間」という。）は、初回約定利払日の属する月から3年間（36か月）とする。

(利子補給金の交付申請)

第6条 利子補給を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、補給該当期間ごとに横浜市資本性借入金利子補給金交付申請書(第1号様式)に次の各号に定める書類を添えて、翌年2月10日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 横浜市資本性借入金企業概要・事業計画書(第2号様式)(1年目のみ)
- (2) 横浜市資本性借入金状況確認等報告書(第3号様式)
- (3) 横浜市資本性借入金貸付内容等確認書(第4号様式)(1年目のみ)
- (4) 横浜市資本性借入金利子補給金計算書(第5号様式)
- (5) 金融機関が発行する対象融資制度の償還予定表の写し
- (6) 金融機関が発行する対象融資制度の利子支払額証明書又は横浜市資本性借入金利子支払額証明書(第6号様式)
- (7) 法人の場合は発行後3か月以内の履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)、個人事業主の場合は個人事業の開業届出書
- (8) 横浜市税の納付状況調査の同意書(第7号様式)(1年目のみ)
- (9) 横浜市資本性借入金利子補給金支援事業連携特例資格申告書(第8号様式)(該当者のみ)
- (10) 横浜市資本性借入金利子補給金(YOXO アクセラレータープログラム)認定申請書兼認定書(第9号様式)(2年目以降は認定書の写し)(該当者のみ)
- (11) 「令和3年度創業期ビジネス支援事業『ヨコハマ起業家伴走支援プログラム』支援決定通知書」の写し(「令和2年度『スタートアップ企業伴走支援プログラム』支援決定通知書」又は「令和元年度横浜アクセラレーションプログラム事業支援決定通知書」の写しも可とする。)(該当者のみ)
- (12) 「The Springboard™ Program in Yokohama」修了後に交付される「Certificate of Completion」の写し(該当者のみ)

2 市長が、前項に定める書類によって第3条第1項第3号及び第4号に規定する要件を確認できない場合、別途、交付申請者は要件を確認するために必要な書類等を市長に提出するものとする。

3 交付申請者が申請期日までに交付申請をしなかった場合は、当該申請に係る期間の利子補給金を交付しない。

4 市長は必要に応じ、交付申請者が第3条第1項第6号に該当するか否かについて、第6条第1項第8号の同意に基づき、確認を行うことができる。

5 市長は必要に応じ、交付申請者が第3条第2項第2号に該当するか否かについて、第6条第1項の同意に基づき、神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

6 市長が、補助金規則第5条第3項及び第14条第4項の規定に基づき、交付申請書への添付を省略することができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類及び補助金規則第14条第1項第3号に規定する書類とする。

(利子補給金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、対象融資制度の貸付実行日の順に、その内容を審査し、予算の範囲内において、速やかに利子補給金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、予算を上回る申請があったときは、予算に達した時点で当該年度における事業を終了するものとする。

2 市長は、利子補給金の交付の決定及び額の確定を行った場合は、交付申請者に対し、速やかに横浜市資本性借入金利子補給金交付決定通知書兼交付額確定通知書(第10号様式)を通知するものとする。

3 市長は、次のいずれかの場合、横浜市資本性借入金利子補給金不交付決定通知書(第11号様式)により速やかに利子補給金を交付しないことを交付申請者に通知するものとする。

(1) 第1項の規定による審査の結果、交付しないことを決定した場合

(2) 予算に達したことで当該年度の事業を終了し、交付しないことを決定した場合

4 2年目以降の交付決定及び額の確定は、交付する年度ごとに行う。

(利子補給金の請求及び交付)

第8条 前条に定める横浜市資本性借入金利子補給金交付決定通知書兼交付額確定通知書を受けた者(以下「受給者」という。)は、速やかに横浜市資本性借入金利子補給金交付請求書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、利子補給金を交付する。

(利子補給金の交付決定取消し及び返還)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。この場合、既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により融資又は利子補給を受けたとき。

(2) 第3条第2項第2号のいずれかに該当するとき。

(3) 関連法令を遵守しなかったとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により受給者が利子補給金の返還を命ぜられた場合は、新たな利子補給金交付申請を認めないものとする。

(状況報告)

第10条 市長は、受給者に対し、資本性借入金を活用して実施した事業の進捗状況等について、横浜市資本性借入金状況確認等報告書(第3号様式)により、最初の利子補給金交付決定を受けた日から5年間報告を求めることができる。

(変更の届出)

第 11 条 受給者が、補給対象期間中に所在地、名称及び代表者の氏名（個人事業の場合は住所又は氏名）等の変更があったときは、速やかに横浜市資本性借入金利子補給金交付申請内容変更届出書（第 13 号様式）を市長に届出しなければならない。

(経営支援)

第 12 条 対象融資制度を利用している者のうち、第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに定める要件を満たす者は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「IDEC 横浜」という。）による経営支援等を IDEC 横浜の定めに基づき受けることができるものとする。

2 前項の経営支援等を希望する者は、第 6 条の申請にかかわらず、横浜市資本性借入金貸付内容等確認書（第 4 号様式）の写しを IDEC 横浜に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。